

令和8年4月1日から

交通反則通告制度(青切符)適用

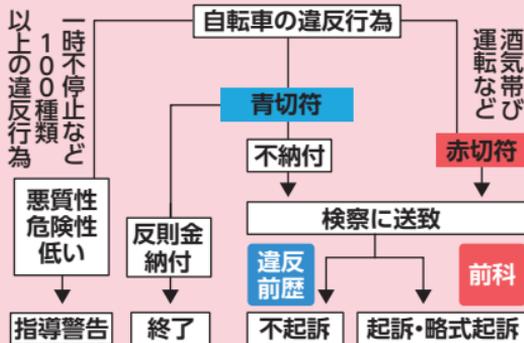
道交法改正により、2026年(令和8年)4月1日から自転車の交通違反に青切符が適用されます!※対象は16歳以上の自転車運転者

反則行為と
反則金の
一例

- 携帯電話使用等(保持) **12,000円**
- 信号無視 **6,000円**
- 指定場所一時不停止等 **5,000円**



～交通違反の処理の流れ～



交通反則通告制度 (青切符)とは

運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審査を受けずに事件が最終される制度です。

※走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続きになります。

自転車を安全・安心に利用するために、自転車のルールを確かめましょう!

神奈川県警察公式アプリ「**かながわポリス**」のトップ>交通学習で楽しく自転車等の交通ルールを学ぶことができます。



アプリ
ダウンロードは
こちらから

お問合せ

戸部警察署

☎045・324・0110(代表)

西区役所地域振興課

☎045・320・8393